

## 1 議 事 日 程（2日目）

〔平成22年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成22年3月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第6 議案第3号 市道路線の認定について
- 日程第7 議案第4号 筑紫野市が認定する太宰府市の道路について
- 日程第8 議案第5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第9 議案第6号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第10 議案第7号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第11 議案第8号 福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について
- 日程第12 議案第9号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第21 議案第18号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第19号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第23 議案第20号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第21号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第25 議案第22号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第23号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第24号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 請願の取り下げについて
- 日程第29 請願第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書
- 日程第30 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願
- 日程第31 意見書第1号 所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	7番	橋本健	議員
8番	中林宗樹	議員	9番	門田直樹	議員
10番	小柳道枝	議員	11番	安部啓治	議員
12番	大田勝義	議員	13番	清水章一	議員
14番	安部陽	議員	15番	佐伯修	議員
16番	村山弘行	議員	17番	田川武茂	議員
18番	福廣和美	議員	19番	武藤哲志	議員
20番	不老光幸	議員			

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治
協働のまち推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	松田幸夫
健康福祉部長	松永栄人	建設経済部長	新納照文
会計管理者併上下水道部長	宮原勝美	教育部長	山田純裕
総務課長	大藪勝一	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	木村和美	福祉課長	宮原仁
都市整備課長	神原稔	上下水道課長	松本芳生
教務課長	木村裕子	監査委員事務局長	井上義昭

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 松 島 健 二  
書 記 浅 井 武  
書 記 茂 田 和 紀

議事課長 田 中 利 雄  
書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、推薦第1号「太宰府市農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

本案は、現在の農業委員会委員の任期が本年4月8日で満了するため、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会から1名の委員を推薦するものです。

議会推薦の農業委員会委員として中嶋和義氏を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員として中嶋和義氏を推薦することに決定いたしました。

〈承認 賛成18名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2と日程第3を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第3、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第2と日程第3の委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

討論、採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

(適任 賛成18名、反対0名 午前10時02分)

○議長(不老光幸議員) 次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。

(適任 賛成18名、反対0名 午前10時03分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(不老光幸議員) 日程第4、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第1号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第2号 財産の取得(史跡地)について

○議長(不老光幸議員) 日程第5、議案第2号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第2号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6と日程第7を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第6、議案第3号「市道路線の認定について」及び日程第7、議案第4号「筑紫野市が認定する太宰府市の道路について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第6号及び議案第7号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8から日程第11まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第8、議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」から日程第11、議案第8号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第8から日程第11までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第5号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第6号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第6号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時07分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第7号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第8号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12から日程第15まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第12、議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲

戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第9号から議案第12号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16から日程第18まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第16、議案第13号「太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第18、議案第15号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第13号から議案第15号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第16号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第19、議案第16号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第16号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第20、議案第17号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第17号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21から日程第25まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第21、議案第18号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について」から日程第25、議案第22号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第18号から議案第22号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26と日程第27を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第26、議案第23号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第27、議案第24号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第23号及び議案第24号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 請願の取り下げについて

○議長（不老光幸議員） 日程第28、「請願の取り下げについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております平成21年12月定例会で環境厚生常任委員会に審査付託していただいた請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」については、請願者から取り下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号の取り下げは許可することに決定いたしました。

〈許可 賛成18名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 請願第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第29、請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

9番門田直樹議員。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願に関しまして説明をいたします。

1の請願の趣旨、要旨ですね、を朗読いたしますので、これをもって説明にかえさせていただきたいと思います。

元来、参政権は国民固有の権利であり、外国籍を有する人々に対し、我が国の参政権を付与すべきものではないと考えます。

たとえ地方参政権であっても、日本国民でない永住外国人に日本の参政権を付与することは、国民主権の根幹を揺るがす、明らかな憲法違反です。また、国益や安全保障を損なうおそれも懸念されます。

もし永住外国人に対し地方参政権を付与した場合、我が国は住民票の異動が自由であることから、例えば、住民の少ない自治体に永住外国人が移住し、その自治体で行われる地方選挙において大挙して投票することもでき、その結果、首長や議員の当落に多大な影響を及ぼすことが想像できます。わずか1票の差で当落が変わることも考えられ、投票を行う永住外国人が首長や地方議員に対して強い影響力を持つ危険性が懸念されます。その影響力がゆえに、地方自治体における教育行政や福祉行政等にも外国人有利の意向が反映されることもあり、私たち国民の生活が脅かされないとも限りません。

それと同時に、地方政治と国政とは不可分であるため、警察や自衛隊、米軍の行動にも深くかかわる有事法制や周辺事態法には自治体の関与、協力が欠かせないこともあり、このような重要な責務を担う首長や地方議員あるいは政党が外国人や外国勢力の影響下に置かれるという事態になっては困ります。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定に基づき、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書を国及び関係諸機関に対し、提出していただきたく請願いたします。

提出者は川原寛子さん、紹介議員は後藤議員、大田議員と私、門田であります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第30、請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） この請願につきましては、さきの政権で大変論議になりました。その結果、郵便局が大きく分社化され、大都市では問題ありませんが、全国各地の小さな簡易郵便局など、廃局になったり住民サービスが低下をしたということで、さきの総選挙でも大きな課題になりました。その結果、全国知事会、全国町村議会議長会など地方六団体はこの郵政4社化による市民サービスの低下をなくしてほしいと、特に離島、過疎地の高齢者にとっては大変な死活問題になっておると。地域住民のよりどころである郵便局に戻していただきたいという全国知事会や全国市議会議長会など六団体が国に意見書を上げております。今まで郵便局の中でさまざまな形で郵便や貯金や簡保とありましたが、それを分社化されたために、やはり住民とのつながりがなかなか困難ということです。それで、今までありました内容がゆうちょ銀行だとか、かんぽ生命だとか、本当にややこしくなっている状況。しかも、その株式会社になりまして、その株式が公開されたならば、大変なまた問題にもなると。国が責任を持ってこの郵便局の体制を整えていただきたいという内容です。

請願の内容としては、1に郵便局のネットワークは国民共有の財産である、国民の権利として郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスを全国にあくまでも公平に保障していただきたいというのが1点です。

2点目が、郵便局ネットワークは生活弱者の権利を保障し、格差を是正するとともに、ワンストップ行政の拠点として活用することというのが2点目です。

上記の課題を実現するために、現在の4分社化体制を見直して、郵便、貯金、保険の郵政三事業を1社体制にして一体経営をしていただきたいということが3点目です。

4点目は、日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険株式会社の株式は将来とも売却せず、政府が責任を持つ特殊会社か公益を目的とする経営体制にしていただきたいと。

以上、4項目について議会で審議をしていただいて、その結果、国や関係機関に働きかけていただきたいということで、提出先としては衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、金融・郵政改革担当大臣、財務大臣、内閣官房長官に意見書を上げていただきたいということでもあります。

意見書案については、別紙の内容で提出をさせていただいております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 意見書第1号 所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第31、意見書第1号「所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番藤井雅之議員。

[2番 藤井雅之議員 登壇]

○2番(藤井雅之議員) 意見書第1号「所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書」について提案理由の説明をさせていただきます。

提出者は私、藤井、賛成者は武藤哲志議員です。

皆様の手元にお配りしております意見書を読み上げる形で提案理由の説明とさせていただきます。

所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書。

政府は、所得税及び住民税の扶養控除を廃止しようとしています。扶養控除が廃止されると、所得税は2011年、住民税は2012年から増税になるとともに、子ども手当の給付対象となっている16歳未満の子供のいる世帯、例えば年収300万円のサラリーマン、3人家族(妻は専業主婦、子供は3歳未満)では、所得税及び住民税の合計増税額は年間5万4,500円となり、現行の児童手当が廃止される中で、子ども手当が支給されてもその効果は縮小することになります。そして、子ども手当の給付を受けられない23歳以上70歳未満の家族を扶養している世帯は、何らかの措置がとられない限り、増税だけが押しつけられることになります。

また、社会保障制度の多くは、その自己負担額などが所得税や住民税額、課税所得額などを基準にしているほか、住民税が非課税かどうかを基準としている場合が多いため、扶養控除の廃止と連動して他の制度の負担が雪だるま式に増えることになります。

民主党は、さきの総選挙で子ども手当創設の意向を示した際、その財源については、「住民税の配偶者控除、扶養控除は見直しの対象とせず、現状のままとする」としていました。庶民増税につながる扶養控除の廃止により、まじめに働き、子育てするサラリーマンや低所得者層に耐えがたい痛みと負担がのしかかることになり、幅広い世帯に負担増の波が襲うことになります。

よって、太宰府市議会は、国会及び政府が所得税、住民税の扶養控除廃止を行わないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、衆・参両院議長、内閣総理大臣、副総理兼財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣としております。ご審議の上、意見書の可決、提出を重ねてお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月10日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時25分

~~~~~ ○ ~~~~~